

早くて安心、弁護士会の紛争解決

金融ADR

金融商品・サービスに関する
紛争解決には、
東京三弁護士会の
[金融ADR]をご利用ください

テレビ会議システム等で

全国対応

(一部地域を除く)

金融ADRの申立・ご相談は東京三弁護士会へ

住所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館

地下鉄／霞ヶ関駅から(丸の内線・日比谷線・千代田線)

①B1-b 出口より直通 ②A1 出口より徒歩2分 ③C1 出口より徒歩3分

地下鉄／桜田門駅から(有楽町線)

④5番出口より徒歩5分

第一東京弁護士会 仲裁センター

●弁護士会館11階

TEL 03-3595-8588

受付時間

10:00~12:00 / 13:00~16:00

ホームページ

<http://www.ichiben.or.jp/>

第二東京弁護士会 仲裁センター

●弁護士会館9階

TEL 03-3581-2249

受付時間

9:30~12:00 / 13:00~17:00

ホームページ

<http://niben.jp/>

東京弁護士会 紛争解決センター

●弁護士会館6階

TEL 03-3581-0031

受付時間

9:30~12:00 / 13:00~15:00

ホームページ

<http://www.toben.or.jp/>